

令和5年3月6日
土木部管理課

コミュニティガーデン事業の活動要件変更について

1 事業の概要

区民等により構成された団体が、区立公園や区道等に区が設置する植栽スペースを活用して、草花等の植物を育成、管理し、景観の向上を図るとともに、参加者相互の交流を深めている。

2 変更の目的

昨今、コミュニティガーデン活動は活発に行われており、他自治体からの視察を受けるなど、江東区が誇る事業になっている。

区民の声として、さらに活動の機会を増やしたいとの意見があり、区としてもCIGの推進や地域活性化策の一環として拡充したいと考えている。

活動の現状から、より少人数の団体でも活動の継続が可能であると判断できることから、人数要件を緩和し、活動の拡充を図る。

3 変更の内容

活動を行う団体の構成員数を変更する。

(変更前) 江東区内在住等の方を10人以上含む

(変更後) 江東区内在住等の方を5人以上含む

なお、その他の要件として、団体の代表者及び会則を定めること、正当な理由なく新たな参加者を拒まないことについては変更しない。

また、活動場所の面積等を勘案し、無理なく活動を継続できるように、活動開始前のヒアリング等で丁寧にアドバイスしていく。

4 変更日

令和5年4月1日

5 周知方法

こうとう区報、区ホームページ、所管課窓口にて周知していく。